

引取業者の手引き

1 引取業者の役割

役割1 装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、フロン類（エアコン）、エアバッグ類の装備の有無を確認（装備確認）の上、リサイクル料金が預託されているかの確認（預託確認）を行う必要があります。

役割2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・ 使用済自動車の引取りを求められたときは、引取業務の実績の有無にかかわらず、天災等により事業所に使用済自動車を保管できないなどの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります（引取拒否や他の引取業者への紹介・斡旋等の行為は、引取義務違反に該当します）。
- ・ 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割3 引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・ 都道府県知事等の登録・許可を受けたフロン類回収業者又は解体業者（フロン類がない場合）に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。

※ 引取業者の登録では、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得する必要があります。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ・ 引取業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

- ・ 引取時のリサイクル料金の収納に関しては、資金管理法人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

～自動車リサイクルシステム登録の受付窓口～
公益財団法人自動車リサイクル促進センター
事業者情報登録センター
〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

3 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

標識は、タテ・ヨコ各 20 c m以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものである必要があります。

【標識の例】巻末掲載「事業者の標識の例」のとおり

4 登録の更新

5年ごとの更新です。

5 登録の取消し

都道府県知事は、引取業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、引取業者の登録を受けたとき。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- (4) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 各種届出について

(1) 変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を以下により都道府県知事に届け出なければなりません。

- ① 変更の届出に必要な書類

ア 引取業者変更届出書（様式第2）

イ 誓約書（引県様式第1）

② ①の届出書に添付が必要となる書類

変更する事項	添付書類	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	個人	住民票の写し（本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載があるもの。以下同じ。）
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）	法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。）	
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合は、その事業所の使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	

（2）廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に廃止届出書（引県様式第10）を提出しなければなりません。

廃止届出書には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人

登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員
-----------------	-------------------------------

(3) 各種届出の提出先

申請者の住所を管轄する環境管理部（住所が青森県外又は青森市で、事業所が青森市以外にある場合は東青地域県民局環境管理部、住所が八戸市で、事業所が八戸市以外にある場合は三八地域県民局環境管理部）となります。

ただし、引取業と併せて、解体業又は破碎業を営む場合には、引取業の事業所の住所地に関わらず、解体業又は破碎業を営む事業所の住所地を管轄する環境管理部が、引取業者の登録申請窓口となります。

※ 更新申請の場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から申請することができます。

環境管理部		管轄区域
東青地域県民局 環境管理部	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、 上北郡（野辺地町、 横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、 五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、 南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、 おいらせ町、六戸町、 東北町）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、 下北郡

※ 事業所の所在地が青森市の場合は青森市役所（廃棄物対策課）、八戸市の場合は八戸市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

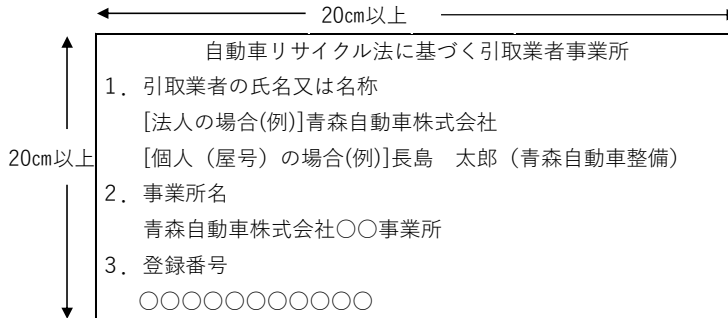
(4) 各種届出の提出部数

(ア) 正本1部を提出してください。

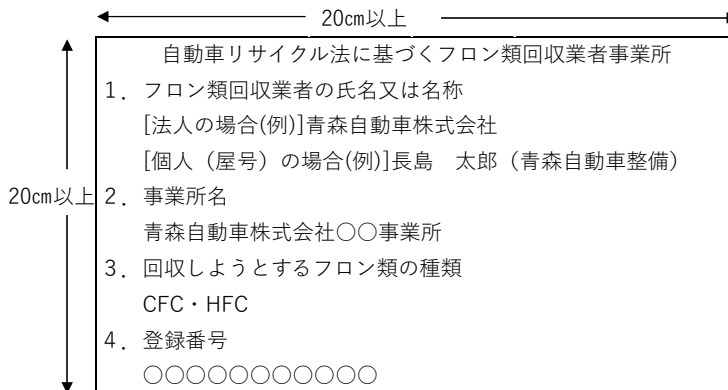
(イ) 申請者控え（1部）は別途、作成してください。

事業者の標識の例

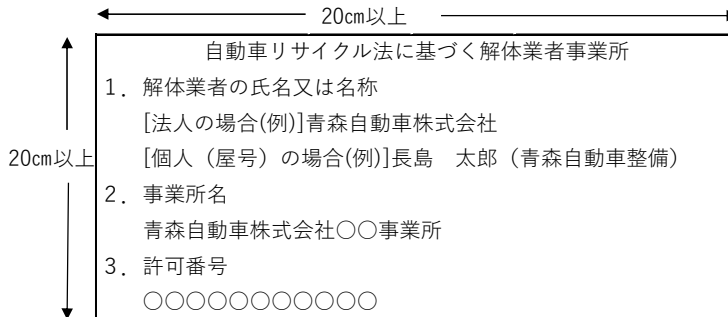
1 引取業



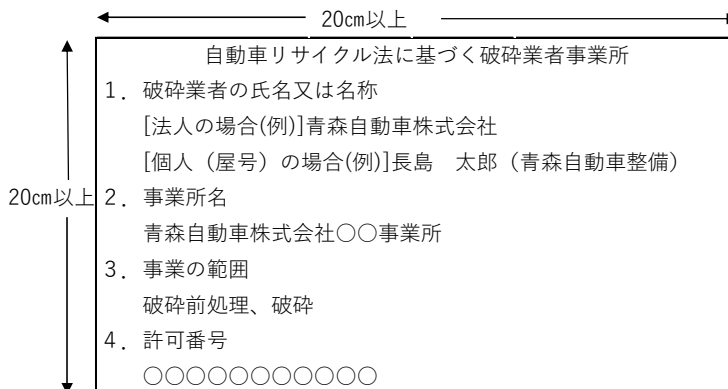
2 フロン類回収業



3 解体業



4 破碎業

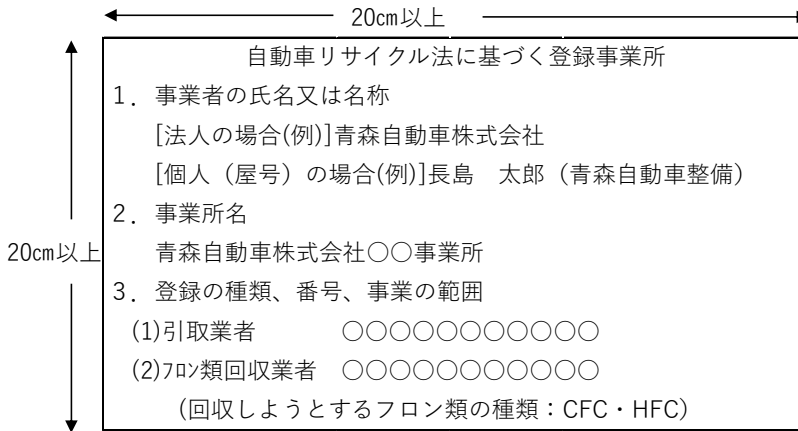


※標識の様式は特に定められていない。

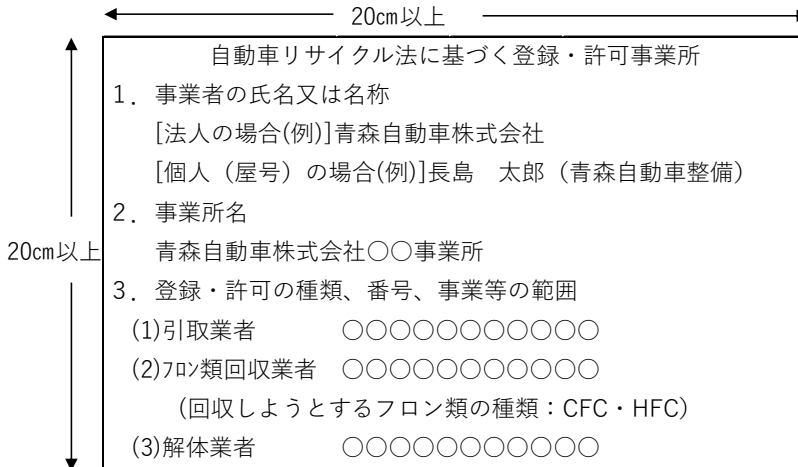
※登録・許可番号は11桁の数字

【複数の登録・許可をもつ事業者の標識の例】

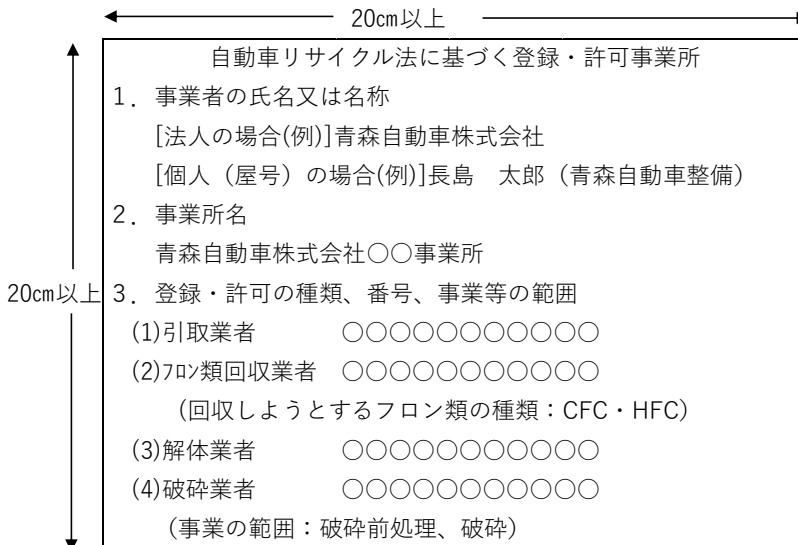
1 引取業とフロン類回収業の場合



2 引取業とフロン類回収業と解体業の場合



3 引取業とフロン類回収業と解体業と破砕業の場合



※標識の様式は特に定められていない。

※登録・許可番号は11桁の数字